

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ダ マ ツ
代表者の役職氏名 代表取締役 貞 松 隆 弥
社 長
(J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6)
問い合わせ先 専務取締役 西 川 新 二
電 話 番 号 0 9 2 - 7 3 4 - 9 6 5 7 (代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日（平成 18 年 5 月 16 日）開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 内部統制システム構築の基本方針

当社は、以下の「企業理念」、「行動理念」を制定し、取締役以下全社員を対象とし、これを経営の基本とする。また業務の適正を確保するための体制を整備し、経営及び業務執行を行うものとする。

「企業理念」

お店はお客様の為にあり、社員、株主と共に栄える。

「行動理念」

私達は仕事を通じてお客様の暮らしのお役に立ちます。

私達は仕事を通じて幸福集団を築きます。

私達は仕事を通じて地域社会に貢献します。

2. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、上記「企業理念」、「行動理念」を基本とし、法令、定款はもとより、諸規程に則り行動するものとする。

内部監査室（構成員 2 名）を設置し、社内の業務活動、諸制度及び内部統制システムの整備運用状況を監査し、監査役と連動して、コンプライアンスの維持及びリスク管理に注力するものとする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報を文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存年限一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

業務に付随して起こりうる定性的リスク及び偶発的リスクをリストアップし、リスクへの対応策の策定及び実施を各事業部門並びに子会社に徹底する。

また、重大なリスクが発生した場合は、代表取締役指揮の下対策本部を設置し、迅速、的確な対応を行うことで、損害の拡大を防止する体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する。

当社は、取締役会のほかに、経営環境の変化に迅速な意思決定をもって対応できるように、経営統括会議を設置し、取締役会に業務の執行状況を具体的且つ迅速に上程できるようにする。

代表取締役は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。各部門担当取締役はその遂行状況を、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社経営者と常日頃からコンタクトを持ち、当該経営者は毎月1回の定例取締役会に参加し、子会社を含む企業集団としての経営について協議するほか、子会社の取締役に親会社から最低1名を派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営統括会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役及び使用人は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、出席を依頼するものとする。

内部監査室を設置し、監査役と連動して、コンプライアンスの維持及びリスク管理に注力するものとする。

9. その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び使用人から、上記のとおり、重要事項について常に報告を受け、また稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、調査を必要とする場合には各部署に要請して監査が効率的に行われる体制とする。

また、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

当社の監査役は、3名（内2名は社外監査役）である。

以上